

## 国土交通省公共測量作業規程

国土交通省公共測量作業規程は、作業規程の準則（令和２年年国土交通省告示第４６１号）（以下「準則」という。）を準用する。

この場合において、準則の第１条第１項中「準則」とあるのは「規程」と、「第３４条」とあるのは「第３３条第１項」と、同条第２項中「準則」とあるのは「規程」と、読み替え、「規程は、」の下に「国土交通省が行う」を加える。

第２条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第３条第２項中「準則」とあるのは「規程」と、第５条第３項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第７条中「準則」とあるのは「規程」と、第８条第１項中「準則」とあるのは「規程」と、第１３条第２項中「準則」とあるのは「規程」と、第１７条第１項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第２項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、それぞれ読み替えるものとする。